

高等学校等就学支援金・新制度における【生徒の提出書類】

書類申請の場合の提出書類

国籍	在留資格等	提出書類
日本国	－	○国籍を確認できる書類（※令和8年度は、原則提出不要としています。） ● 個人番号カード（表裏両面）の写し（コピー） ● 住民票の写し（原本。コピー不可。）
日本国 以外	特別永住者	○国籍を確認できる書類（以下の中からいずれか1点） ● 個人番号カード（表裏両面）の写し（コピー） ● 住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの） ● 特別永住者証明書の写し（コピー）
	永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者	○国籍・在留資格・在留期間を確認できる書類（以下の中からいずれか1点） ● 個人番号カード（表裏両面）の写し（コピー） ● 住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの） ● 在留カードの写し（コピー）
	家族滞在	①国籍・在留資格・在留期間を確認できる書類（以下の中からいずれか1点） ● 個人番号カード（表裏両面）の写し（コピー） ● 住民票の写し（原本。コピー不可。国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの） ● 在留カードの写し（コピー）
		②日本国の小学校及び中学校を卒業したことを確認できる書類（以下2点） ● 小学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書 ● 中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書

※都道府県によって、提出書類は異なることがあるので、都道府県・学校からの案内に従って申請手続きをしてください。

※上記以外の在留資格の方は、新制度の対象にはなりません。

ただし、対象外の在留資格であっても、「在校生の方」及び「在留資格「留学」を除く新入生の方」は、従来と同様の支援を受けられる可能性があるため、学校を通じて申請手続きをしてください。

※個人番号カードの写しを学校に提出させる場合は、特定個人情報を取り扱うため、都道府県からの適切な事務の委託、規程の整備などが必要であり、これらが整っていない学校では、書類を受け付けることはできません。